

長野市地域防災計画

【原子力災害対策編】



平成 29 年度改訂
(平成 29 年 7 月)

長野市防災会議

< 目 次 >

第1章 総 則	
第1節 計画作成の趣旨	1
第2節 防災の基本方針	1
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	2
第2章 災害に対する備え	
第1節 モニタリング等	5
第2節 屋内退避、避難誘導等の防護活動	5
第3節 健康被害の防止	5
第4節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	5
第5節 原子力防災に関する訓練の実施	6
第6節 災害情報の収集・連絡体制の整備	6
第3章 災害応急対策計画	
第1節 基本方針	7
第2節 情報の収集・連絡活動	7
第3節 活動体制	8
第4節 モニタリング等	8
第5節 健康被害防止対策	9
第6節 住民等への的確な情報伝達	9
第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動	10
第8節 緊急輸送活動	12
第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等	13
第10節 県外からの避難者の受入れ活動	■13
第4章 災害からの復旧・復興	14
第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応	15

※ページ番号の前に■を付している節については、震災対策編を参照

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

本計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、市、県、国等の防災関係機関、原子力事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

第2 計画の対象とする災害

長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径5Km）」及び「緊急時防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね30Km）」にも本市の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急時防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、本市において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるとき、さらには、核燃料物質等輸送中の事故を想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第2節 防災の基本方針

本市から一番近い原子力発電所として、直線距離で約80kmの位置（中野市と豊野町の市境から）に、柏崎刈羽原子力発電所が立地している。

本計画は、原子力発電所の事故等により、放射性物質の拡散が本市に及んだ場合の対策を進めるため、原子力災害に対する市等がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災対策の遂行によって、住民の不安を解消するとともに、住民の生命、身体及び財産を保護することを基本とする。

なお、本市では住民等への迅速な情報連絡や緊急時モニタリング体制をとることを重点とし、安定ヨウ素剤の備蓄や避難については、今後の国の防災指針や原子力に関する最新の情報を随時取り入れ、国や県で新しい方針が示されたときに、随時見直しを行うものとする。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 関係機関の役割

市、県及び関係機関は、役割分担等の明確化を図り、相互の連携体制を確立する。

〈原子力災害対策における実施機関と役割〉

実施機関と役割	主な措置
<p>【市】 情報の収集・伝達を行うとともに、屋内退避・避難及びモニタリング、健康被害の防止、訓練や知識の普及並びに汚染物質の除去等を実施し、住民や産業における被害を防止する。</p>	<p>【総務部ほか】 ○災害対策本部の設置 ○情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査 ○災害広報 ○相談窓口設置 ○住民等の屋内退避、避難及び立入制限の措置 ○関係市町村との連携 ○原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報</p> <p>【環境部】 ○各所における環境放射線モニタリング ○測定器等の管理</p> <p>【教育部・学校教育部・こども未来部】 ○学校、保育園における放射線測定 ○給食材料等の放射線測定 ○園児、児童、生徒の安全措置 ○グラウンド等の表土の除染 ○施設の除染</p> <p>【上下水道部】 ○上下水道施設における環境放射線モニタリング ○飲料水における安全措置 ○汚泥の処理</p> <p>【農林部】 ○農林畜産物における安全措置</p> <p>【長野市保健所部】 ○健康被害における対策</p> <p>【都市整備部】 ○公園等における環境放射線モニタリング ○公園等の表土の除染 ○公園等の施設の除染</p>
<p>【県】 隣接する原子力事業所所在県及び原子力事業所等からの情報収集、市及び住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等の対策を講じる。</p>	<p>○放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査</p> <p>○原子力事業所所在県及び隣接県との連携</p> <p>○原子力事業者、原子力防災専門官との連携</p> <p>○自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請</p> <p>○住民等の屋内退避、避難及び立入制限の措置</p> <p>○環境放射線モニタリング等</p> <p>○健康被害の防止</p> <p>○飲料水、飲食物の摂取制限</p> <p>○農林畜産物の採取及び出荷制限</p> <p>○原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報</p> <p>○消防本部の放射線対応能力の向上</p> <p>○汚染物質の除去等</p> <p>○その他原子力防災に関すること</p>

《第1章 総則》 3 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

実施機関と役割	主な措置
<p>【原子力事業者】 原子力災害の発生の防止とともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に対し、必要な措置をとる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力施設の防災管理 ○従業員等に対する教育、訓練 ○関係機関に対する情報の提供 ○放射線防護活動及び施設内の防災対策 ○原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備 ○原子力災害時における通報連絡体制の整備 ○国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力 ○汚染物質の除去

第2章 災害に対する備え

第1節 モニタリング等

環境部は、県（環境部）と連携しながら、災害時における影響評価に用いる比較データを収集・蓄積するため、平常時から環境放射線のモニタリングを実施する。

第2節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

総務部危機管理防災課は、広域的な避難に備えて県内外の市町村と避難所の相互提供等についての協議を行うほか、相互応援協定等の締結や、住民等の避難輸送方法等について計画を定めるよう努める。

また、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建物を退避所又は避難所として確保するよう努める。

第3節 健康被害の防止

長野市保健所は、県（健康福祉部）と連携しながら、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

第4節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要である。

総務部危機管理防災課は、県及び原子力事業者とともに、住民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

〈普及啓発の項目〉

- 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 原子力災害とその特殊性に関すること
- 放射線防護に関すること
- 県等が講じる対策の内容に関すること
- 屋内退避、避難に関すること
- 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること

第5節 原子力防災に関する訓練の実施

総務部危機管理防災課及び県（危機管理部）は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

第6節 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、関係市町村、原子力事業者が所在する県（以下「所在県」という。）、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備する。

第1 県との連携

総務部危機管理防災課は、原子力災害に対して万全を期すため、県との連携を密にし、国、関係市町村、所在県、原子力事業者、その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。その際、消防機関との連携も含め、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

第2 事故・異常時の情報収集等

総務部危機管理防災課は、県を通じて関係省庁（内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省、消防庁等）、所在県、原子力事業者から、事故・異常発生時にはその情報を入手することとし、必要に応じて、災害広報等を実施する。

第3 機動的な情報収集

総務部危機管理防災課は、機動的な情報収集活動を行うため、県及び関係市町村等と協力し、必要に応じて、車両及び移動系防災行政無線・衛星携帯電話などの移動通信系機器を活用した情報収集体制の整備を図る。

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、市、県、国等の防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第2節 情報の収集・連絡活動

第1 災害情報の収集及び連絡体制の整備

1 情報の収集

総務部本部班は、新潟県、静岡県等に立地する原子力発電所で警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。以下同じ。）又は全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）が発生した場合、県（危機管理部・環境部）等から事故の発生状況、放射線量の測定状況及び拡散予測、防護措置等の情報を入手する。

総務部本部班及び環境部は、県と連携を密にして情報の把握に努める。

なお、県では原子力発電所を管理する電力会社と事故等に係る通報連絡についての覚書を締結しており、事故等が発生した場合、原子力事業者から通報された内容を、市及び消防局へ通報することとなっている。

2 対策の協議

総務部本部班は、原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、*原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県及び市が行う応急対策について協議する。

<説明>*原子力災害合同対策協議会とは、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官等が、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、共有化することにより、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に組織される。また、原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部並びに指定公共機関及び事業者などで構成する。

第2 連絡手段の確保

総務部本部班は、必要に応じ原子力災害合同対策協議会、県、原子力事業者、国等の防災関係機関との情報連絡のための通信手段を確保する。

第3節 活動体制

第1 災害警戒本部の設置・運営・廃止

危機管理防災監は、次に掲げる場合、災害警戒本部を設置し、警戒本部の指揮をとる。

〈災害警戒本部の設置基準〉

- 原子力事業所の事故等により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及ぶおそれがあるとき、若しくは発生することが予想され、市域において屋内退避又は避難が必要となるおそれがあるとき
- その他危機管理防災監が必要と判断したとき

以下、震災対策編 第3章 第2節 第6「災害警戒本部の設置」 第7「災害警戒本部の運営」 第8「災害警戒本部の廃止」に準ずる。

第2 災害対策本部の設置・運営・廃止

市長は、次に掲げる場合、災害対策本部を設置し、本部の指揮をとる。

〈災害対策本部の設置基準〉

- 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市域において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき
- その他市長が必要と判断したとき

以下、震災対策編 第3章 第2節 第2「災害対策本部の設置」 第3「災害対策本部の運営」 第4「災害対策本部の廃止」に準ずる。

第4節 モニタリング等

環境部は、必要に応じて環境放射線のモニタリングを実施し、結果を県へ速報するとともにホームページ等で公表する。また、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

上下水道部、環境部、学校教育部、こども未来部、都市整備部、長野市保健所部及び農林部は、県と連携しながら、水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却灰、降下物、流通食品、農林畜水産物、園芸用土、家畜用飼料及び肥料等の放射能濃度の測定を実施し、結果をホームページ等で公表する。また、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

第5節 健康被害防止対策

長野市保健所部は、県（健康福祉部）と連携しながら、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

第6節 住民等への的確な情報伝達

第1 住民広報

総務部本部班及び企画政策部広報広聴班は、県（危機管理部、総務部）と連携しながら、多様な媒体を活用して、住民等に迅速かつ的確に情報提供及び広報を行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、県、国及び原子力事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

なお、県では、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く県内外に向けて提供し、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

第2 住民等からの問い合わせへの対応

地域・市民生活部は、相談窓口を設置して、関係各班及び県と連携しながら、住民等からの放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に速やかに対応する。

第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

第1 屋内退避及び避難誘導

1 屋内退避及びコンクリート屋内退避

屋内退避とは、原子力災害発生時に、住民が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため自宅等の建物内に退避することをいう。

コンクリート屋内退避とは、コンクリートの遮へい効果により放射線による被ばくを低減させ、また建物の気密性による放射性物質の呼吸による体内取り込みを少なくさせて、甲状腺被ばくなどを低減するためコンクリート製の建物内へ退避することをいう。

2 待避所

待避所とは、屋内に退避するために、あらかじめ指定するコンクリート製の建物をいう。

3 広報活動

総務部本部班及び企画政策部広報広聴班は、県と連携しながら、県内において原子力緊急事態が宣言され、原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。

〈避難情報の伝達手段〉

- 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
- 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動
- 消防局の広報車等による広報活動
- 市の防災行政無線や広報車等による広報活動
- 教育委員会等を通じた小・中学校への連絡
- 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
- ホームページ、SNS、緊急速報メール等を活用した情報提供

4 屋内退避等の措置

本部長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置をとる。

- (1) 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
- (2) 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- (3) 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。
- (4) 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

〈「原子力災害対策指針（平成24年10月31日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標〉

基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2} ）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転 ^{※4} させるための基準	20 μ Sv/h（地上1 mで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

※1：「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。

※2：実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3：「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※4：「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

第2 広域避難活動

総務部本部班は、市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。また、県に避難先及び輸送ルート調整を要請する。

総務部本部班及び地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、各部の協力を得て、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。

また、JR各社、鉄道会社、路線バス会社等に避難者の輸送を、自衛隊には、避難者の輸送に関する援助を依頼する。

第3 屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置

県（危機管理部、警察本部）では、市長が屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

第8節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送体制の確立

県（危機管理部）では、関係市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて調整を行い、人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。

輸送内容	関係機関
モニタリング要員 各種資機材	(公社) 長野県トラック協会 警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 自衛隊
避難住民等	(公社) 長野県バス協会 警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 自衛隊

第2 緊急輸送のための交通路確保

県公安委員会では、緊急輸送のための交通路確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、交通規制を実施するとともに交通情報の提供を行う。

警察では、現場の警察官、関係機関等からの情報、その他警察が保有する手段等により、交通状況の把握に努めるとともに、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して、適切に対応する。

第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等

第1 飲料水、飲食物の摂取制限

長野市保健所部及び上下水道部は、国及び県（環境部、危機管理部）からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

第2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

農林部は、国及び県（農政部・林務部）からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置をとる。

〈飲食物摂取制限に関する指標〉

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	300 ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム以上

（「原子力災害対策指針（平成24年10月31日）」より）

対 象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル/キログラム以上
牛乳	50 ベクレル/キログラム以上
一般食品	100 ベクレル/キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上

（厚生労働省省令及び告示より）

第10節 県外からの避難者の受入れ活動

震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動」に準ずる。

第4章 災害からの復旧・復興

第1 放射性物質による汚染の除去等

各都府県は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

また、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置をとる。

第2 その他災害後の対応

1 制限措置の解除

各都府県は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。

2 モニタリング

環境部は、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。

3 風評被害の防止

商工観光部及び農林部は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、県、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。

4 健康被害の相談

長野市保健所部は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、下記以外の項目については、本章第2節から第4節を準用する。

第1 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応

運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。

また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

〈事故発生時の措置〉

- 安全規制担当省庁、警察及び消防機関への迅速な通報
- 消火、延焼防止の措置
- 核燃料物質の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外立ち入りを禁止する措置
- モニタリングの実施
- 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- 核燃料物質による汚染の拡大の防止及び除去
- 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- その他放射線障害の防止のために必要な措置

第2 警察及び消防の対応

1 警察の対応

警察は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、警察官の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制をとる。

また、警察は、防災関係機関に対する通報、連絡を行う。

2 消防の対応

消防は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、消防吏員の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制をとる。

また、市、防災関係機関に対する通報、連絡を行う。

